

## 第424回南国市議会定例会会議録

第6日 令和3年12月13日 月曜日

### 出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	8番 斉藤 喜美子
9番 岩松 永治	10番 西川 潔
11番 土居 恒夫	12番 有沢 芳郎
13番 中山 研心	14番 前田 学浩
15番 村田 敦子	16番 岡崎 純男
17番 野村 新作	18番 浜田 和子
19番 土居 篤男	20番 福田 佐和子
21番 今西 忠良	

—\*—

### 欠席議員

なし

—\*—

### 出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
副市長 三木 敏生	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島 章
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
情報政策課長 竹村 亜希子	危機管理課長 山田 恭輔
税務課長 高野 正和	市民課長 崎山 雅子
子育て支援課長 溝渕 浩芳	長寿支援課長 島本 佳枝
保健福祉センター 所長 藤宗 歩	環境課長 谷合成章
農林水産課長 古田 修章	農地整備課長 田所 卓也
商工観光課長 長野 洋高	建設課長 濱田 秀志
地籍調査課長 横山 聖二	都市整備課長 若枝 実

住宅課長	山崎伸二	上下水道局長	橋詰徳幸
会計管理者兼 参事兼会計課長	秋田節夫	福祉事務所長	池本滋郎
教育長	竹内信人	教育次長兼 学校教育課長	伊藤和幸
生涯学習課長	中村俊一	監査委員 事務局長	天羽庸泰
農業委員会 事務局長	弘田明平	消防長	小松和英

\*—————\*

#### 議会事務局職員出席者

事務局長	公文知子	次長	野口裕介
書記	門脇智哉		

\*—————\*

#### 議事日程

令和3年12月13日 月曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和3年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 令和3年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
- 第3 議案第3号 令和3年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第4 議案第4号 令和3年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第5 議案第5号 令和3年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第6 議案第6号 令和3年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算
- 第7 議案第7号 令和3年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第8 議案第8号 令和3年度南国市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第9号 令和3年度南国市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第10号 南国市債権管理条例
- 第11 議案第11号 南国市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 南国市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第13号 市道の認定について
- 第14 議案第14号 市有財産の処分について
- 第15 議案第15号 南国市教育委員会教育長の任命の同意について
- 第16 議案第16号 南国市監査委員の選任の同意について
- 第17 議案第17号 南国市人権擁護委員の推薦について
- 第18 議案第18号 南国市人権擁護委員の推薦について

- 第19 報告第1号 令和3年度南国市一般会計補正予算の専決処分の承認について  
第20 報告第2号 損害賠償の専決処分の報告について  
第21 報告第3号 南国市中央地域交流センター（仮称）建設工事請負契約金額変更に係る専決処分の報告について

—————\*—————

### 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第21まで

—————\*—————

午前10時 開議

○議長（浜田和子） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

—————\*—————

### 議案第1号から議案第18号まで、報告第1号から報告第3号まで

○議長（浜田和子） この際、議案第1号から議案第18号まで及び報告第1号から報告第3号まで、以上21件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

議案第1号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。1番杉本理議員。

〔1番 杉本 理議員発言席〕

○1番（杉本 理） おはようございます。日本共産党南国市議団の杉本理です。

議案第1号につきまして、4点ほどお伺いをいたします。それぞれ御答弁よろしくお願ひいたします。

まず初めに、議案第1号、第1条、議案では20ページになりますけれども、2款1項6目、総務財産管理費のアルコール検知器購入費についてお伺いをいたします。

本市においてこれに取り組む理由、それから意義などについてお伺いをいたします。

また、20台を購入されるということですが、この20台と決めたその根拠と、今後の増大ということをお伺いしておりますけれども、その増大の見込みについて、これについてもお伺いをいたします。

2つ目は、ごめんなさい、ページを先に言います。ページは21ページ、議案第1号、第1条、2款1項11目交通関係事業費の地域公共交通事業者支援給付金についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、前年度同様の支援ということですが、もうそ

の支援の対象となる市内のタクシー、貸切り観光バス業者の経営状況、大変だということをお聞きしておりますけれども、市のほうでつかんでいる経営状況をお聞きしたいと思います。

また、以前、議会でも話がありましたが、代行業者さん、市民にとってこれも大事な足になっておりますけれども、この業者さんには出さないのか、この理由などについてもお伺いをいたします。

次に、議案の7ページですけれども、議案第1号、第2条繰越明許費、9款の1項消防費、常備消防費についてお伺いをいたします。

予算を立てて、年度をまたいでしまうということをお願いしたいということですが、これはどんなものがどれだけ不足する見込みなのかと。また、なかなかその物品が不足して大変だということで、答えづらいかもしれませんが、納品時期の見込みなどがあればお聞きしたいと思います。

第1号について、最後ですけれども、第3条の債務負担行為について、NACOバスについてお伺いをいたします。

議案説明会で大体のスケジュールをお聞きしましたけれども、市民からもいろんな、バス路線こういうふうにしてほしい、市内の公共交通こういうふうにしてほしいと、いろんな思いがあるかと思えます。企画課のほうでもいろいろ聞いていると思いますが、それをしっかりと確保するために、あらかじめ債務負担行為を定めておくということだと思いますけれども、この限度額の積算根拠をまずお聞きしたいと思います。それに伴って、各社、もちろん南国市内にとどまりませんが、公共交通、本当に交通事業者の運転手とつく職業は、もう確保に各社、大変苦勞されてると思えます。やっぱり待遇改善に苦慮しているということあると思えますけれども、そういったことがちゃんと改善される、そもそも運転手がちゃんと確保できるような人件費になっているのかということをお伺いをしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。総務課長。

〔中島 章参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長登壇〕

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 杉本議員のアルコール検知器購入費についてお答えいたします。

令和3年11月4日に道路交通法施行規則一部が改正され、安全運転管理者を置く事業所に対するアルコール検知器による飲酒検査が、来年10月から義務化されることとなりました。施行前とはなりますが、試行的に実施するものでございます。施行規則の改正に至った経緯は、今

年6月に千葉県八街市で大型トラックによる小学生5人が死傷した痛ましい事故があり、その原因が、就業中にもかかわらず飲酒し、運転したことによるものです。交通三悪の一つである飲酒運転は、絶対にしない、させないという強い意志を持ち、根絶させなければなりません。本市におきましても、職員一人一人がその意識を持って取り組まなければなりません。

購入する検知器20台の根拠につきましては、どのように実施すれば効率的に行えるのか、公用車の貸出し協力者と幾つかの部署において実施してみるものでございます。

今後の増大につきましては、公用車を保有する部署は全て配備する予定でございます。以上でございます。

○議長（浜田和子） 企画課長。

〔松木和哉参事兼企画課長登壇〕

○参事兼企画課長（松木和哉） 杉本議員からの御質問にお答えをいたします。

まず、一般会計補正予算に計上しております地域公共交通事業者支援給付金につきまして御説明をさせていただきます。

本給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、利用者の減少などの影響を受けておりますタクシー事業者及び貸切り観光バス事業者に対して、昨年に引き続き支援を行うものでございます。これらの事業者の経営状況につきましては、売上げについてになりますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年度との比較になりますが、本年度、上半期におきまして、法人タクシーでは50%の減収、介護福祉タクシーでは30%から50%の減収、貸切り観光バスにおきましては90%の減収となっております。これを受けまして、安定的な事業運営の継続と感染拡大防止の推進に向けた支援といたしまして、タクシー事業者には申請によりまして1台当たり10万円、貸切り観光バス事業者につきましては1台当たり20万円を支給するものでございます。

事業の対象といたしましては、旅客自動車運送事業、これは他人の需要に応じて有償で自動車を使用して旅客を運送する事業という規定となっておりますけれども、この運送法の許可を取っている、いわゆる緑ナンバーで運行します交通事業者を対象としておりまして、杉本議員が言われます自動車運転代行業については、今回の対象とはしておらないということでございます。

続きまして、債務負担行為補正のコミュニティバス運行業務委託について御説明をいたします。

南国市コミュニティバスにつきましては、現在、市内4路線を2つの事業者に運行委託をし

ておりますけれども、契約の期間が令和4年9月末で終了となることから、安定的な運行を行うために、令和4年10月から運行していただく事業者を早期に選定する必要があるとございます。契約に向けましては、事業者選定から乗務員の募集、また運行許可手続などの期間を考慮しますと、最低でも6か月以上は必要なことから、今議会で債務負担行為の予算計上を行うものでございます。

この債務負担行為の金額、1億1,651万4,000円という金額でございますけれども、これにつきましては、4路線、2年間の委託料の上限額ということになります。この上限額の積算といたしましては、国土交通省のガイドラインに沿いまして、市内4路線において、現行路線においてそれぞれ運行に必要な乗務員及び運行管理者の実労働時間から人件費及び福利厚生費を算出いたしまして、これに消費税、バス車両に要する費用、その他一般管理費等を合計した金額としております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 消防長。

〔小松和英消防長登壇〕

○消防長（小松和英） 杉本議員の御質問にお答えをいたします。

繰越明許費、常備消防費540万5,000円の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策用の感染防護衣、上下のセット1,000着及びフェースシールド付ヘルメット55個という内容になっております。事業完了につきましては、全国的な需要増により、流用的なことになると思いますが、ヘルメットにつきましては令和4年夏頃、感染防護衣につきましては令和4年内の納入を見込んでおります。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） それぞれ御丁寧に御答弁ありがとうございました。

まず、アルコール検知器ですけれども、台数とスケジュールについてはお伺いいたしました。先週も新聞を見ましたら、公務員の飲酒運転、相次いで報道がされました。課長のほうから交通三悪ということで、しっかりと決意を示されましたので、本市においては苦い経験も踏まえたものとして、しっかりと御答弁をされたというふうにお伺いをいたしましたので、ぜひともアルコール検知器を使って、しっかりと飲酒運転対策に取り組んでいただければと思います。

続きまして、バス、タクシー支援について、それぞれの業者の減収具合について丁寧に御答弁をいただきました。3割から最大9割の減収ということで、ここでも本当にコロナの影響が著しいということが分かりました。その中、この金額が今回取り組まれるということは、これ

自体は去年に続いて大事なことだと思いますが、やはりこの減収幅を聞くと、やっぱりスズメの涙だと思わざるを得ないわけです。さらなる支援を企画課のほうでまたお考えをいただけたらありがたいと思います。

これ、2番目になりますけれども、代行の業者さんの支援をしない理由ということで、法律に基づいて、その法律の範疇に入っていないということですが、代行業者さんが大変だということは課長も御認識あると思いますし、先ほど私も言いましたとおり、また以前、議会でも取り上げられてますとおり、代行業者さんも市民の足だと思うんです。再度、この代行業者さんを支援しない理由を、もう一度ちょっとごめんなさい、詳しくお聞きできたらと思います。

あとは常備消防費のことについて御答弁ありがとうございました。納期もお伺いしましたけれども、かなり大分先の納期になるので、消防の職員の皆さんを守るのに、これ大事なものだと思うので、できるだけ早く手に入れていただきますようお願いをいたします。

では、質問について、企画課長、よろしく願いいたします。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 杉本議員のほうから運転代行の事業者のほうに補助をしない理由ということでございますけれども、先ほども申しましたとおり、緑ナンバーということで、不特定多数の乗客を運賃を取って運ぶということで、公共交通、交通の手段を持たない方についての足ということでの緑ナンバーということで、支援を今回させていただくということになります。運転代行についても、当然アルコールを飲まれた方とか、そういう方の自動車を運ぶということを代行という形でやってると思いますけれども、その部分で、乗客を運ぶという部分について重きを置いて、今回対象とさせていただいたという内容になってございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 御答弁ありがとうございました。コロナの第6波も来るか来ないかということで思いつつも、忘新年会シーズンを迎えてということで、シーズンということもあり、ちょっとしつこく質疑をさせていただきました。一般質問ではないので、これ以上詳しくはやりませんが、支援の必要があるということを再度訴えをさせていただきました。私のこの第1号に関する質疑を終わらせていただきます。それぞれ御答弁ありがとうございました。

○議長（浜田和子） 15番村田敦子議員。

〔15番 村田敦子議員発言席〕

○15番（村田敦子） 日本共産党の村田敦子です。

議案第1号令和3年度南国市一般会計補正予算の22ページ、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費の1目戸籍住民基本台帳費、コンビニ交付システム導入保安委託料、一般財源14万9,000円について、その内容と目的をお聞きします。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。市民課長。

〔崎山雅子市民課長登壇〕

○市民課長（崎山雅子） おはようございます。村田議員の御質問にお答えをいたします。

今回の補正予算案につきましては、コンビニ交付のシステム改修ということですが、先ほどありましたとおり、コンビニ交付の手数料について改定をするための準備費用でありまして、システム対応費ということになっております。

目的は、コンビニ交付につきましては、窓口の密をより緩和するための一つの方法として推進をしていきたいということをお願いをしたものでございますけれども、窓口のオンライン化の目的といたしましては、御利用者をお待たせしない、また申請書を書かなくてよいというサービスの向上ということを目指しております。こういったことでのサービスの向上のために、なるべく市民の皆様方にコンビニ交付を御利用いただきたいということでの今回の補正予算のお願いでございます。以上でございます。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 市役所の窓口の密を避けるために、コンビニ交付で住民票、印鑑証明を取っていただく方の利便性というか、その方々の取得するための料金を下げるということですが、現在、南国市でマイナンバーカードが発行されているのは、11月1日の時点で29.1%です。3割にも満たない方しか、結局カードの取得をされてない。その中には、赤ちゃんからお年寄りまで、住民票を取りに行かない方も含まれているわけです。そしたら、数字だけで考えても、3割に満たない方しか持ってないということは、コンビニ交付の手数料だけ下げるとしたら、何と申しますか、市民に対する公平性をいつも行政のほうでは言われますが、3分の1の方しか恩恵がない。あとの窓口交付については手数料の軽減をしないのであれば公平性がないと思いますが、多くの方が結局公平性に欠けるわけです。その点に関してはどのように考えられておられますか。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。市民課長。

○市民課長（崎山雅子） これにつきましては、現在3割の方というのは村田議員おっしゃるとおり、現在30%を少し過ぎた程度でマイナンバーカードを取得されている方がいらっしゃいますけれども、今後、南国市としてはオンライン行政を推進をしていくという方針がございま

す。この方針に基づいて、コンビニ交付につきましても一つの手段として推進をしていきたいというものでございます。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 市としても、そういう窓口での密の緩和を避ける以外に、やはりマイナンバーカードの取得率の向上も目的にされているということですが、現在、大型量販店やドラッグストア、コンビニ、ガソリンスタンド等、ポイントが大好きな国民性をあおり、唆すような見境のない、保険証、運転免許証、銀行口座等に、そういう見境のないポイント攻勢が行われています。そういうことを考えたときに、市は、ただ多くの方に取得をしてもらうことを勧めてもいいのかと思います。けれど、それは県下全域でも南国市はポイントが低いほうです。県自体も、国からいうとかなりポイントが8%、低い状況ですので、それは国のほうからやはり取得率を上げるようにっていうお話が来ているかもしれません。そのためにいろんなことをされるとは思うのですが、やはり市民のために本当になるのかっていうことが考えられていただきたいと思いますので、そこんところをちょっと考えてほしいと思います。だから、窓口の負担料、下げるでしたら、コンビニのマイナンバーカードで交付を受ける方でなく、交付を受ける方を下げるでしたら、市役所の窓口で交付をされる方も手数料を下げしてほしいと思います。多分、それは市民課長が決めることではないですので、市長にお聞きをします。どうでしょうか。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。市長。

○市長（平山耕三） このコンビニ交付の料金を下げるっていうこと、政策的な判断で行ったこととございまして、市民課の窓口っていう、料金を下げるっていうことは、ほかの料金の根拠っていうことと整合性をとって判断していくべきことだと思っておりますので、このあたりは、またそちらの全体的な経費の中で、考えれるときには考えていくっていうことにはなろうかと思えます。以上です。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（浜田和子） 20番福田佐和子議員。

[20番 福田佐和子議員発言席]

○20番（福田佐和子） 私は、6款の農林水産業費について、2点お尋ねをいたします。

1点目は、鳥獣対策事業費ですが、後免の町なかにもイノシシが出てけがをされ、吾岡山では猿が目撃をされております。本来、山の中で暮らす動物が町なかに出てくるには、何らかの事情があつてのことですけれども、特に無防備な高齢者や子供たちにとっては危険です。吾岡

山には小さな子供たちが公園に遊びに行くので、何らかの対策が必要になってきます。他市の例を見ても簡単にはいかないということは分かっておりますけれども、この補正では厳しいのではないかと受け止めました。今の状況やイノシシ、猿などの現状、今後の対応策についてお聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。農林水産課長。

〔古田修章農林水産課長登壇〕

○農林水産課長（古田修章） 福田議員の御質問にお答えいたします。

本市における有害鳥獣対策といたしましては、以前はイノシシの被害というのが北部に集中していたこともあり、北部の農家や狩猟者等で構成した南国市鳥獣被害対策協議会を中心として、わなの設置による駆除や電気柵等の侵入防止策などの対策に取り組んでまいりましたが、平成30年あたりからは、稲生や十市等の平野部に隣接した山地においても報告されるようになってきたことから、南国市鳥獣被害対策実施隊を設置するとともに、南国地区猟友会との連携により、一層の被害防止体制の強化を図っているところでございます。また、後免駅近辺の市街地にイノシシが出没したことにつきましては、当日までの目撃例などの情報がなく、前足の一部が欠損しておりましたことから、どこかでくくりわなにかかって逃げ出した個体であろうと推察はされておりますが、どこを経由して現れたかは不明となっております。

そこで、本市のイノシシ、鹿等の有害鳥獣の捕獲頭数といたしましては、多く駆除された次の年は減少し、その次の年はまた増加するというような、年によって増減をしながら170頭程度で推移をしておりましたが、令和2年度はイノシシ199頭、鹿20頭と大きく増加をし、令和3年度はイノシシ271頭、鹿26頭と前年を大きく上回る捕獲実績が上がっていることから考えれば、まず市近郊の山間部でのイノシシの生息数が増加をしている可能性は考えられますが、今年度の増加の大きな原因といたしましては、十市、稲生等、南部地域の捕獲頭数が前年の13頭から51頭と大きく増加していることも大きな要因の一つと考えておまして。また、隣接した高知市からの移動の可能性や、自治体による集中的な駆除に取り組んだことにより、目に見える捕獲数として増えていることなどからも、駆除の捕獲頭数だけで来年以降もこの増加傾向が続くとは言い切れないところがございます。しかしながら、人家周辺での目撃情報なども複数お聞きをしている状況から、県や南国市鳥獣被害対策協議会、南国市鳥獣被害対策実施隊、南国地区猟友会等との連携によりまして、より一層の被害防止体制の強化に努め、駆除や電気柵の設置などを含め、効果的な有害鳥獣対策、被害防止対策につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） ぜひ、今後とも市民の安全対策のために予算の増額をしていただきたいということを求めておきたいと思います。

次に、2点目は、畜産振興育成補助金等事業費、マイナス3,825万円ですけれども、これについてお聞きをいたします。

南国市で初めてのヤギ牧場を始められ、いろいろな分野で大きな期待が高まる中での川添建太郎さんの突然の訃報は、本当に本当に残念でなりません。心からお悔やみを申し上げます。アトピーの子供たちも飲めるミルクですと、うれしそうに話しておられた顔を忘れることができません。ヤギ牧場は、南国市にとっても新たな振興策として期待をされていたと思いますけれども、減額の内容と、今後、牧場経営が市の産業として根づくためには支援が欠かせないと思いますが、支援をされるのかどうか、2点についてお聞きします。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 御質問の株式会社川添ヤギ牧場につきましては、県のアクションプランの中で進めている取組でございますが、ヤギ飼育事業を新社長が引き継ぎまして、継続して取り組まれていくということですので、県とも連携をしながら、市としても引き続き支援を行ってまいります。以上でございます。

（「以上です。ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（浜田和子） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第1号の質疑を終結いたします。

議案第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第2号の質疑を終結いたします。

議案第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第3号の質疑を終結いたします。

議案第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第4号の質疑を終結いたします。

議案第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第5号の質疑を終結いたします。

議案第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第6号の質疑を終結いたします。

議案第7号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第7号の質疑を終結いたします。

議案第8号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第8号の質疑を終結いたします。

議案第9号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第9号の質疑を終結いたします。

議案第10号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第10号の質疑を終結いたします。

議案第11号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第11号の質疑を終結いたします。

議案第12号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。17番野村新作議員。

〔17番 野村新作議員発言席〕

○17番（野村新作） 議案第12号について質疑をいたします。

市民の直接的な負担軽減を図るために、収集袋の料金を下げるということでございます。市民が大変喜ぶと思いますが、反面、何でもかんでも袋に入れて、よけ使うという懸念がされませんが、対策はございますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。環境課長。

〔谷合成章環境課長登壇〕

○環境課長（谷合成章） 野村議員の御質問にお答えをいたします。

ごみの減量化につきましては、行政の本質的な課題でございますので、今後も積極的に広報紙等での啓発に取り組んでまいります。これまでの資源化につきましては、昭和54年度から金属類、平成7年度から瓶類、平成13年度に紙、衣類、平成14年度にペットボトル、平成15年度に容器包装プラスチック類と、分別収集に取り組んでいるところでございます。また、本年度は家庭ごみの分け方・出し方2021を改定いたしました。市民の皆様にお配りをしたところでございますので、なお一層、ごみの分別と焼却ごみの減量に御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（浜田和子） 野村新作議員。

○17番（野村新作） なお一層のごみの分別、減量化に啓発啓蒙をお願いいたします。終わります。

○議長（浜田和子） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第12号の質疑を終結いたします。

議案第13号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第13号の質疑を終結いたします。

議案第14号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第14号の質疑を終結いたします。

議案第15号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第15号の質疑を終結いたします。

議案第16号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第16号の質疑を終結いたします。

議案第17号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第17号の質疑を終結いたします。

議案第18号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第18号の質疑を終結いたします。

報告第1号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。1番杉本理議員。

〔1番 杉本 理議員発言席〕

○1番（杉本 理） 報告第1号令和3年度南国市一般会計補正予算の専決処分の承認についてについてお伺いをいたします。

今回は、主には子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費と新型コロナワクチン接種事業費ということで、増額計上ということになっておりますけれども、その中で臨時特別給付金のほうについてお伺いをいたします。

これ、いわゆる報道されている5万円・5万円ということかと思っておりますけれども、このスケジュールについてお伺いをいたします。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。子育て支援課長。

〔溝渕浩芳子育て支援課長登壇〕

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 杉本議員より御質問のありました子育て世帯への臨時特別給付金の給付スケジュールについてお答えいたします。

御存じのとおり、国は児童を養育されている方の所得が一定基準以下の場合に、ゼロ歳から高校3年生までの子供1人当たり10万円相当の給付を行う令和3年度子育て世帯臨時特別支援事業を実施しております。この子育て世帯への臨時特別給付金は、子育て世帯臨時特別支援事業のうち、迅速に子供1人当たり5万円の給付を行う部分に当たります。

給付のスケジュールでございますが、まず令和3年9月分の児童手当の本則給付を受けた方に対して、12月24日に児童手当の口座に振込ができるよう準備を進めております。この事業の対象は、平成15年4月2日から令和3年3月31日までにお生まれになったお子さんとなります。お生まれになって新たに児童手当の本則給付の対象となった子供さんには、子育て支援課で乳児医療の手続をする際に説明させていただくなどして、児童手当の口座に振込させていただきます。また、児童手当の対象とならない高校生相当のお子様には、年明けとはなりますが、養育者の方に給付金の申請をしていただくよう、御案内を差し上げるようにいたします。申請をいただいた場合には、所得を確認し、給付の対象となるか確認が必要となりますが、迅速な給付を行うよう努めてまいります。

○議長（浜田和子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 申し訳ございません。先ほど私、この事業の対象は「平成

15年4月2日から令和3年3月31日まで」と申し上げましたが、正確には「平成15年4月2日から令和4年3月31日まで」の間違いでございます。訂正します。どうも申し訳ございませんでした。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 御答弁ありがとうございました。日付から言って12月24日という、最短でそういうスケジュールかと思えます。新聞で報道されてますとおり、ほとんどの自治体が年内に支給するというので、本市も年内に支給できるということで、安心をいたしました。まさにクリスマスイブにクリスマスプレゼントということになって、サンタさんが物を買うのにぎりぎり間に合うということで、よかったなというふうに思っています。24日のスケジュールに間に合わないところについては、迅速に給付を行うように努めてまいりますという御答弁がありましたので、本当に子育てにはお金がかかりますので、できるだけ本当に早く、支給漏れのないように、迅速に給付をお願いをしたいと思います。

特別定額給付金10万円のときには、南国市は妊婦の方にも支給をして大変喜ばれました。若いお母さんから、私、今回妊娠中やけど、今年度中には生まれんけど、もらえるろうかみたいなことも言われて、前回と同じようにもらえるんじゃないかということで、大変期待をされてる方もいらっしゃいます。今回、質疑なので、ぜひやってほしいということでくどくどとは言いませんけれども、今回も支給を期待されてる方もいるんだということを執行部の皆さんに御認識いただいて、制度化できるようであれば、そちらの方への支給もお考えいただければと思ひまして、そのことを述べさせていただきまして、質疑を終わらせていただきます。御答弁ありがとうございました。

○議長（浜田和子） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 報告第1号の質疑を終結いたします。

報告第2号の質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 報告第2号の質疑を終結いたします。

報告第3号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。21番今西忠良議員。

〔21番 今西忠良議員発言席〕

○21番（今西忠良） おはようございます。

報告第3号南国市中央地域交流センター（仮称）建設工事請負契約金額変更に係る専決処分の報告について質疑をいたします。

交流センターの建設に当たりましては、株式会社岸之上工務店と請負契約をしておるところであります。この報告案件は、ステージ周りの整備に関わる追加工事でありまして、まず、1,958万円の増額工事の内訳をお示しください。

そして、専決処分とした経緯についてでありますけれども、専決処分については、地方自治法では第179条と第180条に規定をされております。第179条では、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたときとか、議決ができないときに適用されるわけですが、第180条は、議会の委任による専決処分で、議会の権限に属する軽易な事項、これらに該当する場合は、普通地方公共団体の長はその議決すべき事件を処分できるとされております。その処理について、次の会議においてこれを議会に報告をすることになっておりますし、第179条の規定では、その承認を求めなければならぬとされております。専決処分となった経緯について、市長にお尋ねをいたします。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 今西議員の御質問にお答えします。

当専決になった経緯でございますが、変更内容が多岐にわたりますので、内容が多くございまして、その金額の整理についていうことに時間を要してきたところでございます。この工事が、工期が1月末ということございまして、その金額の集約ができたのが、この11月12日の専決の日をもって金額の精査ができたということで、ここで専決をさしていただいたということでございます。1月末の工期に間に合わすということも見越した上での11月12日の専決でございました。以上でございます。

○議長（浜田和子） 生涯学習課長。

〔中村俊一生涯学習課長登壇〕

○生涯学習課長（中村俊一） 変更額の内訳ということですが、多岐に項目がわたりますので、50万円を超えるものについて御説明を申し上げます。

配電制御盤の位置変更、66万5,000円、手すりを全体的に硬度を強いものに変更したもの、240万円、雨水排水計画による外構工事を後の外構工事へと変更したもの、マイナス164万円、全体の仮設計画の見直しにより交通誘導員の減員、マイナス290万円、防火扉の仕様変更、52万5,000円、次いで、先ほど申し上げましたステージ下へスタッキングチェアを収納するた

めの架台設置、1,100万円、続きまして授乳室に調乳用、ミルクをやる温水器の追加、65万円、  
室外機設置をしておるところにメンテナンス用の廊下を追加、105万円、1階トイレに手すりの追加、80万円、1階ピロティー玄関前の壁面に壁画の制作を追加変更、279万円、分電器、  
弱電機器につきまして、浸水対策として80センチ上へ上げるというのが、それぞれ96万円、調  
光照明エリアを減少させるものがマイナス85万円、以上が主なものでございます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。専決処分の関係については、市長のほうから  
答弁があったわけですけれども、変更が非常に多岐にわたった、それから時間もかかったと  
いうことで、まだ工期が来年の1月末ということで、11月12日をもって専決、やむを得ない感あ  
らうかとも思います。それから、生涯学習課長のほうから、一応1,958万円の主立った内訳を  
御答弁をいただきました。設備の関係、外構の関係、様々な、20くらいにわたる増額変更とい  
うのがこの数字だったと思うんですけれども。ちょっと聞き漏らしたんかもしれませんけれど、  
壁画の制作についてはどうだったのか、またお答えをいただけたらと思います。

ちょっと2問目なんですけれども、専決処分での上程をする、議会で報告をするということ  
は、長の説明責任も当然あるわけですけれども、説明が十分でない専決処分をされるわけです  
ので自治法上は問題はないわけですけれども、条例により権限を市長に包括委任することは、  
違法ではないけれども適当でないから、やはり具体的な基準も示して委任をすべきであるとい  
う、もう少し基の部分も大事にしなくてはならないかとも思います。また、軽易な事項に該当す  
るか否かの判断は、第一義的に議会の判断に委ねられているというべきでもありますけれども、  
全てを無制限に専決処分することは法の許容するところではないという、様々な今日までの実  
例や判例が多く出されていることも事実ですので、踏まえていただきたいと思います。

専決処分についての範囲なり、在り方について、いま一度、市長の見解を聞かせていただき  
たいのと、もう一点は、生涯学習課長のほうに、エントランスの壁面は、南国市の地場産材の  
しっくい塗りとベンガラ塗りとをして、当初はその計画でもあったと思うんですけれども、壁  
面制作への導入の経過についてお聞かせください。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。市長。

○市長（平山耕三） 専決処分につきましては、今、今西議員のおっしゃったとおり、軽易な  
変更につきまして市長に委任されているということでございます。その内容につきましては、  
やはり通常の工事でやむを得ないものっていうもの、軽易な内容でございますが、またそれとは  
別に、今回の壁画のことにつきましても、特殊な内容であると思います。これは事前に説明を

しておくべきだったと私も思います。反省しております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） まず、1問目に関しましてです。1階ピロティーの玄関前壁面に壁画制作を追加変更する変更理由としまして、施設イメージアップのため、1階ピロティーの玄関前壁面にて壁画制作を追加変更とする279万円でございます。

続きまして、導入の経過についてです。土居恒夫議員から2月上旬にこの壁画の提案を、生涯学習課長、私がいただきました。当初、県産しっくいのお話があったかと思いますが、しっくいをやめにするのではなく、しっくいの上に絵を描くということでございましたので、しっくいに絵を描くということで、ちょっと技術的なことは分かりませんので、設計業者さんのほうと相談をしていただきました。その提案を、施工業者、設計業者、そして発注者である市のほうで、これをよしとして始まったことでございます。設計業者につきましましては、最初は絵画の購入とかいうてございましたけど、この提案につきましましては、施設の入り口なのでイメージアップになるということで、御意見をいただいたものでございます。その後、壁画のデザインの決定、そして施工方法、あと施工の日付、スケジュールの調整等を行って、それで11月12日の契約変更の中へ入れたものでございます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） それぞれ市長にも改めて専決処分の見解等についてお伺いもいたしましたし、課長のほうから壁画制作への導入の経緯についても、先ほど詳しく御答弁をいただきました。今、制作の途中であり、工期は来年の1月末日ということですが、そのまま進めていけるのでしょうか。この第3号は報告案件ですので、そのまま報告をして終わりという形に当然なろうと思えますけれども、承認事項でもなく、これ以上、どうのこうのと私のほうからもあまり言えないわけですが、承認議案であれば、議会が不承認と判断をすれば、専決処分の効力には全く影響はないわけですが、首長の政治的責任というものも一定発生することもあるかと思えます。今後、専決の在り方も含めて、専決処分はやむを得ない場合にのみという規定もされているわけですので、できるだけ臨時議会等を招集をして対応していくことをしっかり求めて、質疑を終わります。

○議長（浜田和子） 12番有沢芳郎議員。

〔12番 有沢芳郎議員発言席〕

○12番（有沢芳郎） 私も、報告第3号南国市中央地域交流センター（仮称）建設工事請負契約金額変更に係る専決処分の報告について質疑します。

実は、私の後援会の方から、昨日、日章公民館の大掃除のとき、議員が中央交流センターの工事で絵を描いているが違法ではないか、という意見を言われました。議員として、調べて報告しろと、きつい口調で言われました。そこで質疑します。

提案理由で、椅子を収納するスタッキングチェアの架台設置の本工事への追加金額、1,958万円の増額、内訳で壁画の変更金額が279万円であるということです。そこで質問します。

壁画の変更は8月に提案されているのに、なぜ12月10日の一般質問が終わってから、市長は壁画の変更を説明したか。議員、議会軽視も甚だしく、9月議会で十分説明ができたはずであります。説明すると議会で否決されるのではないかと思ったからではないでしょうか。市長の意見をお聞かせください。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 有沢議員の御質問にお答えいたします。

本壁画への変更の決裁、その変更の内部での手続では、8月18日にそれが終わっております。ですので、その後、その内容の変更ということを説明する機会は取れたと思います。今回のこの変更の議案を出す前に、今、今西議員にも申し上げたとおり、説明すべきだったと思っております。反省しております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 有沢芳郎議員。

○12番（有沢芳郎） 本来なら、元請である岸之上工務店が壁画の変更は望んでおりません。まして、工期の問題もあり、会社にとって壁画の変更は瑕疵担保も生じるので、会社の利益にもならないので、別途発注をしてくださいという意見を会社側が行政のほうに言いましたが、別途発注ではなく、直接岸之上と契約をしてくださいと行政のほうから言われた。この理由は、本来なら元請が変更手続をして行政側に言うのに、何で行政側から変更せよというような意見になったか、そこらあたりを、内容をしっかりと吟味してお答えください。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 当該地域交流センターにつきましては、建築主体、電気設備、機械設備一括発注で岸之上工務店と契約をいたしております。今回、この壁画以外にもいろんな変更箇所があったわけでございます。多岐にわたる項目でございますので、現場を一元管理していただきたいということで、元請業者のほうでほかの変更と併せて入れていただくように、設計業者、それと発注者である市のほうではお願いをいたしました。最終的には、施工者、設計業者、発注者で行っておる定例会で合意を得たものと認識をしております。

○議長（浜田和子） 有沢芳郎議員。

○12番（有沢芳郎） 先ほど今西議員の質問で、壁画の提案をしたのは、当時議長である土居恒夫さんからそういう提案があったと。当時議長が公共事業を直接受けるのは違法でできないため、左官がメインである下請業者、濱崎に発注させ、中土佐町の美術館の館長に受注をさせ、法律的に問題がないように計らってるわけです。これは、倫理上、非常にこの契約の変更については疑問に思わざるを得ません。こういうように、市民が不信に思うような行政の在り方では、我々議員として非常に恥ずかしく思うし、我々議員も本来ならもっと早くこの情報を知っとるべきであります、市長に12月10日の議会に説明されるまで私は知りませんでした。これでは、執行側と議会側では専決処分について不信感を抱かざるを得ません。後出しじゃんけんで、12月議会でも質問が出きん、そういうときに日程を調整して我々に報告したり、言えば市長の、言われませんが、政治姿勢を疑わざるを得ません。こういうように、市民から不信感をあおるような行動をとっていただくと、我々は非常に市長の政治姿勢を疑わざるを得ません。後出しじゃんけんで何でもありでは、我々議会が何のために存続するのか分かりません。こういった行為を市長はしっかりと真摯に受け止めて、取り計らってもらいたと思いますが、市長の考えを。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 有沢議員のおっしゃるとおりだと思います。今、御指摘いただいたことを真摯に肝に銘じて、これから執務に励みたいと思います。以上でございます。

（「以上で終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（浜田和子） 1番杉本理議員。

〔1番 杉本 理議員発言席〕

○1番（杉本 理） 日本共産党南国市議団の杉本理です。

ただいま議題となっております報告第3号南国市中央地域交流センター（仮称）建設工事請負契約金額変更に係る専決処分の報告について、何点かお伺いをいたします。

通告では、答弁を求める者には市長、教育長、副市長及び関係課長と通告をしておりますので、それぞれ答弁が必要だと御判断されるようであれば、適切な答弁をお願いいたします。

まず、先輩議員2人から話もありましたとおり、そもそもその専決処分とは何だろうかということ、この件に関して、私もやっぱり勉強させていただきました。地方政治において二元代表制をとるこの日本の地方自治制度の中で、本来は議会の議決によるべき事項について、首長の判断で決定し実行することということやと思います。これも話がありましたが、当然なが

ら、専決処分はできるだけ抑制的にかつ軽微な事案についてのみ使われるべきだということは、市長も制度についてしっかりと御理解をされてると思っておったんですけれども、専決制度の在り方について、再度、私のほうからも市長の見解をお伺いいたします。

次に、この専決処分に至る経緯についてお伺いをいたします。

先日の議員説明会でいただいた資料を見て、私自身はこのデザイン、すばらしいものだなと、南国が誇る芸術家が描くのであれば、これはすばらしいと私は思っておりますけれども、ただやっぱり議員の中には、元のしっくい塗りだけのほうがもうよっぽどよかったという者もおります。これはもう賛否両論、芸術ですからあると思います。私がお聞きしたいのは、市民目線で考えたときに、疑念を持たれるのではないかということを考えなかったのかということです。説明会の中で、法令及び条例には抵触しないんだということを確認した上で進めておったということをお聞きしましたけれども、本当にそういう判断なのかと、それをまずお聞きしたいと思います。

その判断のお答えをいただいて、その後、先ほど答弁がありました、工期があったのでという答弁がありましたけれども、工事を止めてでも、熟慮するですとか、市民や議会に意見を聞くですとか、そういうことを考えなかったのかということをお聞きしたいと思います。

次に、これは副市長と教育長にお伺いいたしますけれども、今日までこの件に関して、先ほど話もありましたとおり、議会や市民に対して一切詳しい説明はありませんでした。お二人は、これは何かおかしいと、これは止めないかと思わなかったのか、それぞれ答弁を求めます。

最後に、これは市長にお聞きいたしますけれども、今回の渦中にある芸術家の方への思いについてお伺いをいたします。私自身、過去、芸術団体の事務局員として数年勤めておりましたけれども、アーティストの方、プレーヤーの方、そういった方々のやる気、モチベーション、これを損なうということは、本当に大変なことです。その方々の思い、やる気、ほとぼしるものを、そういったことを阻害するようなことがあってはならない。それを回復するには物すごい時間、労力がかかります。その人の芸術家生命を損なうこともあります。私自身はそういったことを何度も経験をしてまいりました。行政の皆さんもそういったことへの配慮が本当にあったのでしょうか。私は、今回の経緯は芸術家へのリスペクトを感じられないというふうに思いますが、芸術家へのリスペクトについて、市長はどのように感じてられるか、答弁を求めます。

また、渦中の方は、議員生命についても脅かされる事態となりました。先日まで議長として2年間しっかりと務められてきたことなど、しっかりと議員活動を続けられてきた方に対して

失礼ではないかということについても答弁を求めます。

1 問目は以上でございます。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 杉本議員の御質問にお答えいたします。

専決処分の見解ということでございまして、もちろん専決処分につきましては、できるだけ少なくして、議会、議決をいただくようにしていくということがルールであると思っております。今回のことは、議会から委託を受けた内容の専決ではございましたが、それはもう同様なことございまして、やはりしっかりと説明をしていくということが必要であったと思っております。軽微な変更ということで認められている専決でございまして、しっかりとそれだけに説明を尽くしていくという姿勢が求められたと思っております。反省しております。以上でございます。

今回のことについて疑念を持たれなかったのかということですが、今回、土居恒夫議員が生涯学習課のほうへ提案をされたということですが、その提案を基に、担当課のほうで精査されたということですが、それにつきまして、土居恒夫議員の目的といたしますのは、やはり施設の価値を上げて、そこの文化に触れる機会を創造するというような、市を思っている行為であると思っております。それにつきまして疑念を持たれるということはないというように思っておりました。工事を止めて説明するという、説明責任ということは、先ほども専決処分の中でも申し上げましたとおり、しっかりと説明することができる時間があつたのに、ぎりぎりになってしまったということを実に申し訳なく思っております。

あと芸術家の思いということでございます。もちろん芸術家は創作活動でございますので、モチベーションが物すごくその創作活動には大きく影響するものであると思っております。そのモチベーションをずっと続けていくのも非常に難しいことでもあろうと思う中で、このように事務手続の不手際で、そういった思い、またそのモチベーションというものを阻害するようなことになってしまったということ、本当に申し訳なく思っております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 三木副市長。

〔三木敏生副市長登壇〕

○副市長（三木敏生） 杉本議員から詳しい説明をすべきではなかったかという御質問がございました。これまで行政手続として適当か適当でないかといったことで進めてきておったんですけども、今となつては、早く皆様に説明をすべきであったのかなと思っておるところでございます。

ます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（浜田和子） 教育長。

〔竹内信人教育長登壇〕

○教育長（竹内信人） 杉本議員の御質問にお答えをいたします。

変更をするその時点では、高い芸術性とか、それによって雰囲気は向上するというのであればいいなという思いで計画を変更をしたわけですが、今思えば、一旦立ち止まって考える時間、検討する時間というのは必要であったように思います。申し訳ございません。

○議長（浜田和子） 生涯学習課長。

〔中村俊一生涯学習課長登壇〕

○生涯学習課長（中村俊一） 疑念を持たれなかったのかという御質問でございます。

土居議員は県内でも有数の日本画家でございます。また、中土佐町立美術館長の市川さんも県内で屈指の画家でございます。先ほど教育長が言いましたように、施設のイメージアップとなればということで、高名な芸術家の方に描いていただくということでこの計画を進めたわけですが、確かに御指摘のように、決して議員という職、また議長という職を軽視しておったわけではございませんが、もっと慎重に執り行うべきであったと反省をしております。申し訳ございませんでした。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） それぞれ御答弁いただきましてありがとうございます。特に教育長、課長からは、立ち止まるべきであったということで御答弁をいただきました。その専決処分の在り方について、今この議場で話になっておりますけれども、今回の議会で専決処分、さらにほかにも議案があつて、有沢議員も言われたとおり、専決処分において、もう執行部と議会で、議員の後ろにはそれぞれ選んでいただいた有権者の皆さんからの負託があるわけです。そこでの信頼関係を大きく損なうような事態になったということ、しっかりと執行部の皆さんには御認識いただけたらと思います。今回お願いするに当たって、提案されて、ええものやということで、やろうということで決断をされたんだと思うんですけれども、これに関して、皆さんが疑念を持たれるのももちろんそうですけれども、市民から疑念を持たれないのかということが皆さんの頭に浮かばなかったのかということをお聞きしたいわけです。例えばコンペをやるですとか、もうちょっと公明正大にやるような形を思いつかなかったのか。その上で、今回のことが1番になりましたとか、1個しか応募がなかったのをこれにしましたとか、審査員を設けてしっかり審査をするですとか、そんなことがあつてもよかったんじゃないかと思うんです。

そういったことは考えなかったのかということをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 壁画につきましては、もともとはしっくい塗りの壁面であったわけでございます。これは県産材を使用するというお声に基づいて土佐しっくいを使用しております。で、これを壁画に変更するという点につきましても、しっくい、タナクリームを施した上に顔料を落として絵を描いておくということで、県産材しっくいを使うと、この点においては変更はないわけで、工法の変更といえますか、そういうことで捉えておたわけでございます。今御指摘のございましたように、では、その絵を、選定を広く公募するか、そういったことをやるいとまがなかったと、思いが至らなかったことについては、軽率であったと思ってございます。申し訳ございませんでした。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 御答弁いただきましてありがとうございます。

今回の専決処分、第1号と違って承認ではなく報告ということで、もう議員は賛成多数ですか否決ですとかいう、もう態度決定はできないわけです。共産党としては、そういう事案であればもうこれは反対だという意思を表示するということだよねということも話はしておりますけれども、本当に、皆さんからおわびの言葉もいただきましたけれども、二度とこういうことがないように努めていただきたいということを述べまして、私の質疑とさせていただきます。御答弁ありがとうございます。

○議長（浜田和子） 14番前田学浩議員。

〔14番 前田学浩議員発言席〕

○14番（前田学浩） 報告第3号の質疑を行います。

るる3名の方から質疑がございました。私のほうからは、これまでの質疑、答弁をお聞きさせていただき、多くの疑義が残っていると感じております。私も議員になりまして15年目に入るわけですが、市長、副市長、教育長、担当課長、全てが申し訳ございませんでしたと言ったのを初めて経験いたしました。専決処分で行われてるということでございますが、これ、このままでもいいんでしょうかね。逆に、やめたほうがいいんじゃないかとさえ思います。

そこで、質問させていただきます。

壁面はしっくいの質感を生かした無地に塗り直して、その場所には市民の作品を数か月ごとに展示して、文字どおり市民ギャラリーにしたほうがよろしいんじゃないでしょうか。私は昨日、市展に行きまして、市民の皆様の力作を見てそう感じました。市民ギャラリーとして、市

民の皆様の作品をしゅくいの前に展示することのほうが、南国市の文化の醸成につながるんじゃないでしょうか。市長にこの点、お伺いさせていただきたいと思います。

次に、生涯学習課長にお伺いいたします。

今回、壁画のデザイン案を見せていただきまして、オナガドリの立派な作品であったと思います。ただ、オナガドリにつきましては、現在、南国市におきましても、スポーツセンターと立田の分室に計4体、立派な剥製が残っております。生涯学習課長にお伺いしますが、まずその2か所の保管場所について、防災面は大丈夫なんでしょうか。そして、そこ、私は防災面は大丈夫じゃないと思うんですけど、その貴重な4体を中央交流センターに展示したほうが、今建設をしている大篠地区、また篠原地区の皆様にとっても誇りのある施設になるんじゃないでしょうか。その点について、生涯学習課長にお伺いいたします。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 前田議員の御質問にお答えいたします。

今の壁画の前の部分に市民のギャラリーを設置したほうがよくないかということでございます。今、また昨日から市展が始まったところでございまして、たくさんの作品が展示もされているところでございます。そういった中で、すばらしい作品を市民の目に触れるようにという案ということは、それもあろうかと思えます。ただ、今回の場合は、その壁画ということで、見ていただく方にその施設の価値というものを、文化というものに触れるという機会を創造できるということで、手続を取り、進めているところでございます。ですので、今のこの計画で進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 生涯学習課長。

〔中村俊一生涯学習課長登壇〕

○生涯学習課長（中村俊一） オナガドリの剥製の置場所ということでございました。

スポーツセンターは、耐震化というより波力に耐えられないということで、現在、避難タワーも建設しておるものでございますので、あちらのスポーツセンターが適当な展示場所かというところ、決してそうではないと思えますので、こちらにつきましてはどこか適切な展示場所を考える必要があると思えます。

立田につきましては、耐震工事が済んでおるかどうかが、ちょっと存じ上げませんが、できていないとすれば、これも適当な展示場所ではないということで認識をしております。耐震化ができておるとすれば、あちらは発掘の調査の報告書ですとか、貴重な図書を置いておって、市民

の方が閲覧においでいただくようにも、事務室の一部はそういった考えで県から借りてございますので、耐震化ができておるとすればこのまま保管したいと思いますので、耐震化の有無について早急に調査をいたします。以上です。

○議長（浜田和子） 前田学浩議員。

○14番（前田学浩） オナガドリの剥製については、先ほども言いましたと思いますけど、今朝、立田の分室も見てきましたので、県とのどういうお約束されてるか分かりませんが、耐震性で不安があるならば、早めにどっか場所へ移されて、あこはもうパネルだけでもいいんじゃないかなと思っております。

それと市長にもう一度お伺いします。

これも先ほど言いましたけど、市長、副市長、教育長、担当課長、4者が申し訳ございませんでしたと謝るケースは今回初めてでございます。市長は先ほど、手続は妥当であったと私に答弁されましたが、本当に手続は妥当であったと胸張ってお答えできるでしょうか。その点、もう一度、市長にお伺いいたします。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。市長。

○市長（平山耕三） 確かに、先ほどからの答弁の中でも、手続の中で最初に土居恒夫議員から提案があったということで、それをどのように取り扱うかということが質問でなされているところでございます。その提案を受けたことから、その提案についてどのように対応していくかっていうことを、教育委員会の中で、設計事務所、また施工業者、そういったところと調整しながら、内部の手続を済ませ、この最後の専決まで来たわけでございます。そういった中で、手続というものはしっかりとされたということで御答弁申し上げたところでございます。文化への思いと、先ほども申しました施設の価値を高めると、そういったようなことを背景に行った決裁でございますので、その決裁の目的を達成したいと思っております。以上です。

○議長（浜田和子） 前田学浩議員。

○14番（前田学浩） 私からは、しっくい質感を生かして無地に塗り直し、そこを市民ギャラリーにすることをお願いさせていただき、質疑を終了いたします。

○議長（浜田和子） 9番岩松永治議員。

〔9番 岩松永治議員発言席〕

○9番（岩松永治） 質問の前に、先ほどから多くの議員が質疑をされまして、今回の報告第3号については、議会、一般質問終了後の議員への説明であり、時間もなく、本来早く説明をいただければ、一問一答でもっと詳しく聞くことができたはずですが、ただ、それをさせな

いようにしたのか分かりませんが、そういった、私たちがこの質疑でたった3問しかない、この時間で全てが解明できる、私が納得できるとは思っていません。しかし、質疑をする必要があると思いますので、今から質疑に入らせていただきます。

報告第3号南国市中央地域交流センター（仮称）建設工事請負契約金額変更に係る専決処分  
の報告についての質疑をします。

先週金曜の議会終了後、執行部から報告第3号の中に含まれている壁画制作についての説明  
がありましたが、詳細まで理解できませんでしたので、議場で詳しくお聞きします。

なお、質疑までの時間がなかったため、聞き抜かることがあるかもしれませんので、同僚議  
員の皆さんから、不足している部分があれば質疑をしていただければと思います。よろしくお  
願いします。

壁画が制作されていることは、私を含めほとんどの議員が知らなかったことであり、急な説  
明で戸惑われた議員が多かったことと思います。まず、これまでに（仮称）南国市中央地域交  
流センターを建設するに当たっては、市民と意見交換をしながら公募も募り、それを基に設計  
された建物であると認識していました。しかし、それがいつの間にか当初の計画になかった壁  
画を制作していると聞いて驚きました。そこで、壁画を制作することになった経緯について、  
順にお聞きします。抜かりのないように、詳しい答弁をお願いします。後に議事録が確認でき  
るように、14項目、14番までお聞きしますので、何番についての答弁なのかおっしゃって答弁  
をしてください。

- 1、設計前に市民との意見交換や公募で壁画の要望があったのか。
- 2、壁画の話が始まったのはいつからなのか。何月何日に誰がどこへ提案したのか。
- 3、最初に壁画制作の提案を受けたのは誰なのか。
- 4、その提案を市長、副市長、課長で話合いを持ったのはいつなのか。
- 5、稟議書は誰が作り、誰が最終判断をしたのか。
- 6、壁画制作の契約は誰と誰が交わし、契約者は誰なのか。
- 7、壁画制作が開始されたのは何月何日からなのか。
- 8、なぜ12月議会での専決報告となったのか。9月補正での議案、または11月の臨時議会で  
間に合っているのではないのか。どういった経緯で12月議会での報告となったのか。
- 9、公募もせず、企画提案の段階も設けずに追加したことは、妥当と言えるのか。また、そ  
の理由について。
- 10、壁画制作料は幾らであり、誰に支払われるのか。また、それは既に支払われているのか。

支払われているのであれば、いつ支払われたのか。

11、壁画のことを議員に伝えず専決処分にしたことは、議会軽視ではないのか。

12、専決処分で認められているとはいえ、市民に説明ができるのか。

13、説明会で現職議員が対価として報酬を受けることは違反ではないかとの問いに、執行部は違反ではないと即答されたが、違反ではない根拠を問う。

14、元の計画に戻すつもりはないのか。

以上、14点について答弁を求めます。詳しい御答弁をよろしくお願いします。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。生涯学習課長。

〔中村俊一生涯学習課長登壇〕

○生涯学習課長（中村俊一） 14項目につきまして、順次お答えをしてみたいです。

1、市民との意見交換や公募で壁画の要望があったのかということで、壁画ということではございませんが、外壁にオナガドリの要素を取り入れたデザインをという要望は、第2回のワークショップで出されてございました。

2番、壁画の話はいつからなのかですが、2月上旬、土居恒夫議員から生涯学習課長、私のもとへ提案がございました。

3番、最初に提案を受けたのは誰なのか。先ほどと同じですが、生涯学習課長である私でございます。ただ、しっくいに絵を描くという技術法の可否については諮りかねる部分があったので、設計業者と相談をしていただくようにいたしました。

4、話し合いを市長、副市長、課長で持ったのはいつなのかということでございますが、持ってございません。

5番、稟議書は誰が作り、誰が最終判断をしたのか。作成者は生涯学習課、生涯学習人権係長、最終判断は教育長決裁となっております。

6、壁画作成の契約は誰と誰が交わしということでございますが、市は元請業者の岸之上工務店と全体の変更契約をいたしております。その後に、岸之上工務店と左官業の濱崎組でこの壁画作成の契約がされてございます。

7番、作成が開始されたのはいつからなのかということでございますが、11月8日に工法の確認はいたしました。で、契約日以降でございますので、御都合のつく日、毎日、勤め人のように来て描くということではございませんで、それぞれお仕事の中で御都合のつく日に来て描いていただいております。

8番、なぜ12月議会での専決であったのかということですが、今西議員にも最初申し上げま

したように、大変多岐にわたる変更項目で、それらの経費の精査で、工期が1月末でいけるのかという確認を行って、11月12日の変更契約になったものでございまして、今回の報告となっております。

9番、公募せず企画提案の段階も設けず追加したことについてでございますが、県産材のしっくいを使うという中で、ベンガラしっくいからフレスコ画という画法を用いた壁画へと変更したということでございますので、これは工法の変更という解釈をしておりました。

10番、壁画作成料は幾らで誰に支払われるのかということでございますが、市は元請業者である岸之上工務店に全体の工費をお支払いするわけでございます。現在は、9月10日に前払い金として5億3,757万円をお支払いをしております。

11番、壁画のことを専決処分にしたことは議会軽視ではないのかということでございます。先ほど申しましたように、しっくいの壁面からしっくいの上にフレスコ画という手法を用いた壁画を施すということで、施工方法の変更という捉え方をしておりました。決して議회를軽視していたものではございません。

12番、専決処分で認められているとはいえ市民に説明ができるのかということでございます。先ほど申しましたように、より施設のイメージを高めるための工法の変更ということで、御説明して御納得いただけたらと思っております。

13番、説明会で現職議員が対価として報酬を受け取ることは違法ではないかということでございますが、市と契約を結んでおるのは元請業者の岸之上工務店でございます。その後、左官業の濱崎組はこの工事全体の左官業を請け負っている業者でございます。そこから描いていただく方に対価が払われるということでございますので、市としては違法ではないと認識をしております。

14番、元の計画に戻すつもりはないのかということでございますが、先ほど来、御説明申し上げてございますように、市の鳥であるオナガドリ、あと木、花であるタチバナ、ヤマモモをデザインしたもので、市の看板施設としてイメージアップにつながるものと思っておりますので、これまでどおり進めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 岩松永治議員。

○9番（岩松永治） 少し10番のところとかも、今、後で答弁できるならしていただきたいんですが、制作料が幾らなのかということとか、あと支払いがされたのかされてないのか。支払われているなら支払い日もお聞きしたつもりなんです、それもお答えいただいております。

それで、順番に、本来でしたら1番からどうであるこうであるということをお願いしたかったん

ですが、とにかく市長答弁でもありましたように、11月12日に専決処分がされていると。11月5日には臨時議会が開かれて、たったその1週間後なんですね。それが1週間早めることができなかつたのか、本当に。そこには疑念を抱くんです。誰もがそこはおかしいと思うし、市民が聞いてもこれは納得できることではないんじゃないでしょうか。

それと、13番の執行部が違反ではないと即答されたというところで、市と岸之上が契約していて、その下請の濱崎組が絵を描いている方に対して対価を払うという説明でしたけど、私、執行部から説明があったときにも思ったんですが、先ほどから何度も名前が出てきておりますので言いますが、土居恒夫議員が当時議長だったわけです。で、市民との意見交換や公募での壁画の要望というところであると言いましたけど、市民はオナガドリとかヤマモモとか、そういう壁画を望んでいたわけではなかったし、それは最初の計画にももちろんなかった。なのに、当時議長であった土居恒夫さんからの提案を受けた生涯学習課長は、何も拒まずにそれを受け入れた。そこは付度があると言って間違いないんじゃないんですか。そうとしか思えません。これを聞いた市民はどう思うと思いますか。執行部が幾ら付度が無いと言っても、ほとんどの方が付度があったと捉えるでしょう。なのに、いまだに答弁では何も問題はなかったと言う。そんなはずはないでしょう。当時議長だった方から提案されて、じゃあ議長じゃない普通の一般市民の方で絵を描かれる方が来てそれを提案されて、ああ、それはいいですねって同じようなことしてたんですか。そこは、やはり議長であり、当時議長ですよ。しかも議員。付度が無いはずがない。そこに一番問題があるんです。なおかつ、それを拒否しなかつた執行部、誰一人も。誰も疑念を抱かなかつた。議長に言われたからしょうがないねで通した。

それを当初、一番最初、2月上旬。今、何月ですか、12月ですよ。それまで私たち21人議員、本人のけたら20人、20人全員に今まで黙ってたんですよ。これを議会軽視と言わずして何を議会軽視って言うんですか。どう考えたっておかしいじゃないですか。2月ですよ、最初の始まりが。僕らが聞いたの先週。これだけの間、黙ってたんですよ、執行部は。隠して。隠してたとしか思えない、私には。だから、そこには何か裏があるって思われても仕方ないじゃないですか。だから、当時の議長が提案してきたことがずっと通ってきたのを隠してた。で、今になって、話がちょっとほかから出てき出したから、これはやばい。早く説明しておかなくてはならないと思って、僕らに急遽説明した。しかも、一般質問もできない、議決権もない、専決処分されて。これのどこが議会軽視じゃないって言うんですか。もう明らかに議会軽視です。それが、市長をはじめ副市長も分かってないんですかね。議員をばかにしてるとしか思えませんよ。私には全く理解ができません。

そのことはこの2問目でもお聞きしますが、市長の専決処分事項の指定については、平成元年3月24日に議決され、平成26年6月25日に施行されています。その内容は、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定するとしています。この2項には、議会の議決を経て締結された契約について、最初に議決を受けた契約金額から10%以内の額の増減をすること。2,000万円以下のものに限るとされています。これに沿った専決処分であったことは理解しますが、これ、市長の専決処分事項の指定について議決施行されたのは私が議員になる前のことですので、この市長の専決処分事項の指定についてが議決された経緯と理由についてお伺いします。自治体によって違いますが、専決処分に契約変更を入れていない自治体もあります。南国市は、市長の専決処分の処分事項の指定についてに沿ってこれまで多くの専決処分をしてきました。今回のようなことがあれば、最初の契約から専決ありきと思われても仕方ありません。今後も疑念を抱かれる専決処分がされていくことが懸念されます。また、そのことが議会軽視と捉えられることにつながっていくかもしれません。私たち議員は、市長の専決処分事項の指定について、2項を削除することも検討する必要があるのではないのでしょうか。削除すれば、市長の専決処分ではなく臨時議会を開催することになり、各議案を議員が精査し、議会の議決を得ることになり、何の疑念も抱かれずに済みます。透明性も担保されます。ただし、今回のように契約内容の変更については、詳細に説明いただかないと同じことが起こります。提案理由の説明では詳細に触れていませんので、理解のしようがありません。疑念を開かれないうえにも、2項の削除を検討していかなくてはなりません。専決処分事項で決まっているからといって、2,000万円以下だったら何とかかなるということで、乱発しすぎじゃないですか。最初の契約の10%以内やったら専決処分できるから、ありきで進めていませんか。そういうふうにも思われても仕方ないんじゃないでしょうかね。

次に、南国市議会議員政治倫理条例を確認すると、第3条の政治倫理基準で議員が遵守しなければならないことが記載されていますので、その一部を抜粋してお伺いします。1項1には、市民全体の代表者として品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関して不正等の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。1項2には、市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。1項3には、市民からの議員の地位による影響力を不正に行使させるような働きかけに応じないこと。1項5には、市職員の公正な職務執行を妨げ、またその権限もしくはその地位による影響力を不正に行使するように働きかけないことと記されています。今、これ聞いてどう思います。どこか当て

はまってませんか。

以上のことを鑑みて、今回の壁画制作の提案は、現職議員で、しかも当時の議長からの提案であり、条例に抵触する可能性があります。執行部は条例への抵触について検討していたのでしょうか。また、執行部は政治倫理条例をどのように認識しているのでしょうか。壁画を制作するに至った経緯が、仮に法律や条例に抵触していなくても、道義的に許されない行為であったと思いませんか。

以上、答弁を求めます。

**○議長（浜田和子）** 答弁を求めます。市長。

**○市長（平山耕三）** 岩松議員の2問目にお答えいたします。

この条例が制定された経緯と理由ということでございますが、こちら、先ほど岩松議員の御質問にもありましたとおり、平成26年6月25日に施行ということになっております。このときに、議員総会で決められ、議員提案により議決をされていると承知しているところでございまして、このときに、当時の資料、ちょっと手元に集めることができなかつたんですが、平成元年3月24日に議決されということになっておりまして、そのときに金額の変更があったというように思っております。そこの議会の議決を得る2,000万円に引き上げたという議決であったように思います。これはまたスムーズな事務の執行と、他市の状況も踏まえて検討されたように記憶しているところでございます。

続きまして、南国市の議会議員政治倫理条例でございます。

こちらにつきましては、先ほど来も答弁させていただいたところでございますが、この提案につきましては、施設の価値を高めて、文化に触れる機会の創出、またイメージアップにつながるということで、市のことを考えての提案であるというように考えておりまして、倫理条例に抵触するというようには考えてなかったため、検討はされていないものと考えております。この倫理条例を遵守する必要があるかというのは、もちろん遵守する必要があると考えております。以上です。

**○議長（浜田和子）** 岩松永治議員。

**○9番（岩松永治）** この壁画ですが、先ほどから市長も担当課長もイメージアップということをおっしゃいますが、市民が望んでるんでしょうかね、これ。最初の計画にはなかったものを無理やりねじ込んで入れてるんですよ、これ。最初の計画から要らんもんを付け足されたという、私はそう思ってます。だから、そんなものは必要ないし、元の計画に戻していただきたい。恐らくこれを聞いた市民の大半の方は、そんなものは要らん、元に戻してくれって思うと思いま

すよ。それが感じ取れないのかということなんですよ、執行部が。一旦進めたもんやから、もう引き下がれません、そういうことじゃないでしょう。そこを踏みとどまって考えるのが執行部の仕事じゃないですか。もう一回進み出したから引き戻せません、そんなの通らんですよ。これから新しくできたばかりなんですから。半世紀以上、その壁画が残っていくわけですよ。私は正直、そんなもの要らん、シンプルなものでもいい。前田議員が提案していただいたように、市民の絵画や市民が作ったものを展示してくれるほうがずっとうれしい。市民の感情といいですか、市民の思いを最初に聞いておいて、それを基に設計もしたはずなのに、なぜそんな途中から急に壁画をするってということになるのかが、もう全く理解ができない。それが、どっか海外、世界的に有名なデザイン、絵を描く人とかならまだしも、一議長であり議員でもあった人からの提案をそのまま受けるなんていうのは、考えられんですよ、これは。だから、説明が遅かったために、私ももっと聞きたいことあるし、ほかの議員だって一般質問で聞ける機会があったらほとんどの人が多分聞いてるんじゃないでしょうかね、このことは。もっと時間をかけて、事細かに。追求できることなんです。ただ、これが質疑で3問までしかできないし、詳しく聞けないんですよ。やり方としてどうなんです、そういうやり方は、本当に執行部のやり方は。こっちに質問させないように、わざとにそんなことしゅうとしか思えんじゃないですか、僕らからしたら。あまりにも今回のことは軽率な判断であったと、私は思います。

それと、私は一般質問でも南国スポーツパークのことで質問させてもらいましたが、あれも最初の始まりがおかしくなったんです。始まりが間違えたために。これもそうじゃないですか。2月の段階で、すぐじゃなくても、ある程度話が進んできたら、こういう話がありますってことを私たち議員に説明する必要があったのに、それを今までずっと12月まで引っ張って説明しなかったために、こういうことが起きる。早い段階で言っていただいたら、恐らく反対が多かったでしょうから、じゃあいかんねになってたんじゃないですか。それを説明もせずずっと引き延ばしてきたがためにこういう問題が起こるんですよ。だから、さっきから市長も含めて、遅かったとか、説明すべきだったって言いますが、本当にそう思っているとは思えないんですよ。どうでしょうかね、同僚の議員の皆さん。本当なら皆さん、私も含めて一般質問でもっと徹底的に追求したかったと思う。でも、この限られた時間で、今少ない同僚議員が質疑した、執行部からの答弁で納得できます、これ。到底まだまだ根が深いというか、何か裏があるんじゃないかって、やっぱ勘ぐってしまうし、そこをやはり追求して私たちが聞いていかんといかん、それが私らの仕事です。だから、私は当たり前のこと言ってるし、間違ったことは言ってるとは全く思ってません。

ここでもう質疑3問ですので、3問やっても同じ答弁しか返ってこんし、深く追及できませんので。これまでそれぞれ答弁をいただきましたが、到底、先ほどまで言いましたけど、納得できるものではありません。執行部の説明を受けてから時間もありませんでした。このまま疑念を抱き、曖昧な状態でいいのでしょうか。また、この質疑で壁画制作について全ての説明責任を果たしたとは言い難いのではないのでしょうか。同僚の議員の皆さんは納得できたのでしょうか。そして、私たち議員にこれから何ができるのでしょうか。この疑念を晴らすために考えられるのは、あれしかないですかね。行政調査特別委員会、つまり地方自治法第100条により百条委員会を設置するしかないのかもしれないですね。以上。

○議長（浜田和子） ほかに質疑はありませんか。

19番土居篤男議員。

〔19番 土居篤男議員発言席〕

○19番（土居篤男） 19番土居篤男でございます。日本共産党でございます。

最初は質疑をするつもりはありませんでしたけれども、先ほどの岩松議員も大変詳しく質疑をされまして、本人はまだ詰めることができないと、時間不足だと言われてますが、これからもまだ一般質問も次の議会にできますので、じっくり取り上げていただきたいと思います。

私は、今までの質疑の、皆さんが取り上げなかった角度から、1点だけ疑問に感じましたので、質疑を行うものであります。

この補正予算では、報告第3号で専決処分をしましたよと報告がありますが、合計で18億3,348万円の交流センターを南国市の中央公民館みたいなもんですが、それを予算を取って建設中であります。この中の、この交流センターの構築物ではなくて、壁画という一つの、何か精神的な価値ですね。そういうものの物品をこしらえると。芸術作品です。原則、これがどうじゃおかと思います。例えば、大変優秀な絵描きがおるので、この議場へ描いてもらおうじゃいかと。彫刻でも何でもいいですが、こうやる。それに何億円かかけて豪華な議場ができる。ところが、この建物は四、五十年で南国市庁舎、建て替えます。その芸術作品も一緒に壊します。市民の税金で作った芸術作品を建物と一緒に壊していいのでしょうかね。そういう現象が起こります、中央公民館のこの壁画というのは。壁画はすばらしいかもしれませんが、それに金もかけた。制作者は、誰がどう金をもらったか、聞いてもはっきり言うてくれんかもしれない。事実上、岸之上工務店に全体造ってくださいとやってるわけです。その金の中で、こういう芸術作品が制作されると。それが四、五十年たって、建物の強度が駄目になって、もう建て替えざるを得ない。そのときに、建物と一緒に金のかかった芸術作品も壊されるわけです。

額に入った絵画と違いますから。これは値打ちのある絵ぞねと、これ、外いて置いちよきやと、建物壊いたらいいですよ。ところが、これは建物と一緒に壊します。市民の税金を使ってこしらえた、永久的な芸術財産が建物と一緒に壊される。これがこの壁画に対して実行されるわけです。私はそんなことでええかやと。金かけちゅうやいかと、この芸術作品に。私はそういう、公民館などへはめ込みの、建物と一緒に壊すような芸術作品を、金をかけて、1億円かかってないかもしれません、50万円かもしれません、100万円かもしれません。金の大小ではなくて、税金を使ってそこへ芸術作品を下請の会社に作らすということ自体がそれでええかと。私はそれはいかんと思います。その技術作品を額へ入れてかけてというためなら、私はそれは値打ちものをよそへ置いちよいたらええですからね。ところが、これ、建物と一緒に壊す代物でしょう。そのこと自体から間違っていると思います。私はこの1点だけお伺いをしたいと思います。まず、壁画は建物が寿命が来たときに、40年、50年先に壊されますが、そのとき一緒に壊されるでしょう。まず、1問目をお聞きしたいと思います。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 土居篤男議員の質問にお答えいたします。

土居議員のおっしゃいましたとおり、耐用年数過ぎて、そちらが取り壊されるということになったときに、芸術作品をどのようにするのかということでございます。確かに今の構造上、その壁に描いたその作品というものは、それ自体は取り壊さざるを得ないようなことになるやもしれません。そちらの状態というものをやはり電子媒体等に記録しながら、そういった保存、継承ということもしていけるのではないかというようにも思うところでございます。そちらの壁を取り外すというのは物理的になかなか難しいと思うんでございますが、そういった取り外すことができれば、それは取り外すということが、どっかほかに行きとれるところがあれば、そういったことも考えられるかもしれませんが、現実的には、やはりそういった記録媒体に残すということになるかと思っております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 土居篤男議員。

○19番（土居篤男） やはり取り外せれるものなら取り外したいということですが、やっぱり壁画に描いたら、建物の寿命が来たときに、建て替えるときに全部壊さざるを得ないと思っております。壁画をまた切り取って、幾つかに分けて、次できた建物へまた掲示をする。それほどのもんでもないと、今回のケースでは、思いますので。そういう方法しかない、それは不可能やないかと思っております、私は。額縁に入った絵とか、洋画、日本画にしろ、そういうのは外して、

あるいは掛け軸みたいなもんでも外して保管をして、建物が建て替わったらまたそれ出しますよということは可能なんです、今回のケースでは、それはもう建物と同時に壊されます。それに市民の税金を使うなど、芸術作品であっても。というのが私の要望です。一般質問でもありませんので。そういう性質的に税金が使ってはいかんものではないかということ、最後にお聞きをして終わりたいと思います。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。市長。

○市長（平山耕三） 土居議員のおっしゃるとおり、もうそのとおりに取り壊されるということはもう、まず建物が取り壊されればその壁画も取り壊されるということは想像できるところでございます。ただ、そちらの壁に描かれるという意味合い、建物自体の、そこを建てたときの価値とかイメージとか、そういったものも建物自体の醸成につながると思いますので、その価値というものは、やはりあるのではないかと思うところでもございます。以上です。

（「すいません。終わった言うたけど、もう一問」と呼ぶ者あり）

○議長（浜田和子） 土居篤男議員。

○19番（土居篤男） もうこれで終わりにしようか思いましたが、まだそのものがあることによって建物自体の価値があると言われましたが、やっぱりそれはそれなりの芸術作品を壁に埋め込んで、塗り込んだら、建物全体の価値は上がるでしょう。それほど金をかけなということ、私の言い分は。

○議長（浜田和子） 質問をお願いします、質疑をね。

○19番（土居篤男） 私のお願いといいますか、私の考えなんです。金をかけな言うても、今さら契約を更改はしないでしょけれども、私はそのように思います。市民から見て値打ちがあるから、建物がよくなるからいいんじゃないかって、イメージアップなんだよと。それから、今、何言うたかね、こっちの携帯みたいな、こういう通信方法で見ることできるんだよと言われましたが。見えるからいいというほどの価値は、私はないと思いますので、この点、市長は価値はまだあるんだよと思いますか。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。市長。

○市長（平山耕三） やはり芸術作品が壁に描かれるということ自体の価値というものは、私は、やはり市民の皆様、見た方に感動も与えるのではないかと思います。そちらへ直接描かれて、取り外しがきくという環境でないその状況というものは、やはり違った印象を与えるということも、見た方にあるのではないかと思うところです。以上です。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（浜田和子） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午後0時11分 休憩

————— ◇ —————

午後1時 再開

○議長（浜田和子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き質疑を行います。

報告第3号の質疑はほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 報告第3号の質疑を終結いたします。

これにて議案及び報告に対する質疑を終結いたします。

————— \* —————

○議長（浜田和子） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第15号から議案第18号まで及び報告第1号、以上5件は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

————— \* —————

○議長（浜田和子） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 討論を終結いたします。

————— \* —————

○議長（浜田和子） これより採決に入ります。

まず、議案第15号を採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（浜田和子） 起立全員であります。よって、議案第15号は同意することに決しました。

次に、議案第16号を採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（浜田和子） 起立全員であります。よって、議案第16号は同意することに決しました。  
次に、議案第17号を採決いたします。本案は推薦に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（浜田和子） 起立全員であります。よって、議案第17号は推薦に同意することに決しました。

次に、議案第18号を採決いたします。本案は推薦に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（浜田和子） 起立全員であります。よって、議案第18号は推薦に同意することに決しました。

次に、報告第1号を採決いたします。本案はこれを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、報告第1号は承認することに決しました。

なお、報告第2号及び報告第3号は議決の対象となりませんので、念のために申し上げます。

＊

議 案 の 委 員 会 付 託

○議長（浜田和子） ただいま議題となっております議案第1号から議案第14号まで、以上14件はお手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

＊

議 案 付 託 表

総務常任委員会

議案第1号 令和3年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳入の部

歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費 第12款公債費

第2条繰越明許費の補正

第3条債務負担行為の補正

第4条地方債の補正

議案第10号 南国市債権管理条例

産業建設常任委員会

議案第1号 令和3年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費 第11款災害復  
旧費

議案第2号 令和3年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算

議案第3号 令和3年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算

議案第6号 令和3年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算

議案第8号 令和3年度南国市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第9号 令和3年度南国市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第13号 市道の認定について

議案第14号 市有財産の処分について

教育民生常任委員会

議案第1号 令和3年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費

議案第4号 令和3年度南国市国民健康保険特別会計補正予算

議案第5号 令和3年度南国市介護保険特別会計補正予算

議案第7号 令和3年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算

議案第11号 南国市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第12号 南国市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

＊

○議長（浜田和子） これにて本日の日程は全部終了いたしました。

＊

○議長（浜田和子） お諮りいたします。明14日と15日の2日間は、委員会審査のため休会し、12月16日に会議を開きたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

12月16日の議事日程は、議案等の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時4分 散会